



変更後	変更前
ケ ア ミ ス ト	株 式 会 社 ア ッ プ ル
七 二 の 一 の 四	弘 前 市 石 渡 二 一 の 一 の 二
"	
黒 石 店	ア ッ プ ル 調 剤 薬 局
黒 石 市 寿 町 四 七 の 三	
"	

青森県告示第八百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区 分
ケ ア ミ ス ト	株 式 会 社 ア ッ プ ル	ケ ア ミ ス ト	株 式 会 社 ア ッ プ ル	名 称
七 二 の 一 の 四	弘 前 市 石 渡 二 一 の 一 の 二	七 二 の 一 の 四	弘 前 市 石 渡 二 一 の 一 の 二	主 たる 所 在 地
"		居 宅 介 護 支 援 事 業 所 の 種 別		介 護 予 防 事 業 者
黒 石 店	ア ッ プ ル 調 剤 薬 局	ア ッ プ ル 調 剤 薬 局	ア ッ プ ル 調 剤 薬 局	名 称
黒 石 市 寿 町 四 七 の 三		弘 前 市 石 渡 二 一 の 一 の 二		所 在 地
"		平 成 二 七 ・ 二 二		変 更 日 月 年

青森県告示第八百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用

する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分
有 限 会 社 か ず さ	三 戸 郡 階 上 町 蒼 前 西 六 丁 目 九 の 一 二 七 九	居 宅 介 護 支 援 事 業 者
居 宅 介 護 支 援 事 業 所 か ず さ	三 戸 郡 階 上 町 蒼 前 西 六 丁 目 九 の 一 二 七 九 の 一 サ ン パ レ ス A の 一 の 一	居 宅 介 護 支 援 事 業 所
平 成 二 七 ・ 一 一		変 更 日 月 年

青森県告示第八百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社 なとみらい	居 宅 介 護 事 業 者	居 宅 介 護 の 種 別	居 宅 介 護 事 業 所	廃 止 日 月 年
八 戸 市 湊 高 台 四 丁 目 一 三 の 二 〇	主 たる 所 在 地	通 所 介 護	名 称 所 在 地	平 成 二 七 ・ 一 一
ひ だ ま り 家 湊 高 台	名 称 所 在 地	"		

青森県告示第九百号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	株式会社みなどみらい	介 護 予 防 事 業 者	介 護 予 防 事 業 の 種 類	名 称	介 護 予 防 事 業 所	廃 止 年 月 日
	主たる事務所の所在地					
八戸市湊高台四丁目一三の二〇	介護予防通所介護	ひだまり家	八戸市湊高台四丁目二の一〇	平成二七・七・六		

青森県告示第九百一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護事業者	介 護 予 防 事 業 者	介 護 予 防 事 業 の 種 類	名 称	介 護 予 防 事 業 所	変 更 年 月 日
	主たる事務所の所在地					
居宅介護事業者	居宅介護	居宅介護事業者	居宅介護	居宅介護事業者	居宅介護	平成二七・二・二

変更後	変更前	変更後	変更前
株式会社 ケアミスト	株式会社 ケアミスト	株式会社 ケアミスト	株式会社 ケアミスト
弘前市石渡二の一の二	弘前市石渡二の一の二	弘前市石渡七の四	弘前市石渡二の一の二
居宅療養管理指導	居宅療養管理指導	居宅療養管理指導	居宅療養管理指導
アップル調剤薬局 黒石店	アップル調剤薬局	アップル調剤薬局	アップル調剤薬局
黒石市寿町四七の三	弘前市石渡二の一の二	弘前市石渡二の一の二	弘前市石渡二の一の二
平成二七・二・二	平成二七・二・二	平成二七・二・二	平成二七・二・二

青森県告示第九百二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分
株式会社 ケアミスト	株式会社 ケアミスト	介 護 予 防 事 業 者
弘前市石渡七の四	弘前市石渡二の一の二	主たる事務所の所在地
居宅療養管理指導	居宅療養管理指導	介 護 予 防 事 業 の 種 類
アップル調剤薬局	アップル調剤薬局	介 護 予 防 事 業 所
弘前市石渡二の一の二	弘前市石渡二の一の二	所在地
平成二七・二・二	平成二七・二・二	変 更 年 月 日

変更前	株式会社 アップル ケミスト	一弘前市石渡 二一の二
変更後	弘前市石渡 七二の一の四	アップル 調剤薬局 黒石店
	"	
	黒石市寿町 四七の三	
	"	

青森県告示第九百三三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年十二月二十四日

青森県知事 三村 申吾

名称	株式会社 なとみらい	主たる事務所の所在地	居宅介護事業者
	八戸市湊高台四丁目一三の二〇		
名称	ひだまり家 湊高台	主たる事務所の所在地	居宅介護事業者
	八戸市湊高台四丁目二の一〇		
廃止年月日	平成二七・七・二六		

1	番図 番号	種道 路類の	路線名	変更の 区間
国 道	三四〇号	八戸市根城二丁目五の七から 八戸市根城二丁目四の二二まで		

青森県告示第九百四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年十二月二十四日

青森県知事 三村 申吾

名称	株式会社 なとみらい	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所
	八戸市湊高台四丁目一三の二〇					
介護予防事業所	八戸市湊高台四丁目二の一〇		廃止年月日	平成二七・七・二六		

青森県告示第九百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。  
なお、その関係図面は、告示の日から平成二十八年一月二十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十四日

青森県知事 三村 申吾

変更前	敷地の幅員	敷地の延長	備考
後	一一・二・二〇メートルから 一一・五・三〇メートルまで	八二・八〇メートル	
前	一一・二・二〇メートルから 一一・五・三〇メートルまで	八二・八〇メートル	

3	2
県道	県道
持子沢鶴田線	五所川原黒石線
北津軽郡鶴田町大字鶴田字小泉三三三の五の二から 北津軽郡鶴田町大字鶴田字小泉三三三七の一まで	北津軽郡板柳町大字大俵字和田四二二の一から 北津軽郡板柳町大字大俵字和田三〇六の一まで
後	前
一一〇・四〇メートルから 一〇〇・六〇メートルまで	九・七〇メートルから 九・四〇メートルまで
八七・五〇メートル	四八一・一〇メートル 四八一・一〇メートル

青森県告示第九百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十八年一月二十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道持子沢鶴田線	北津軽郡鶴田町大字横泡字森口五〇から 北津軽郡鶴田町大字横泡字森口一七五まで 北津軽郡鶴田町大字鶴田字小泉三三三の五の二から 北津軽郡鶴田町大字鶴田字小泉三三三七の一まで	平成二七・二・二四

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第九十一号

平成二十七年十二月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及

び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成二十七年十二月二十四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

- 一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 二二、四二〇人
- 二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二四〇、一三一人
- 三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数
  - 東津軽郡選挙区 七、一六二人
  - 西津軽郡選挙区 五、八一七人
  - 南津軽郡選挙区 六、六一四人
  - 北津軽郡選挙区 七、八九七人
  - 上北郡選挙区 二七、九二九人
  - 三戸郡選挙区 二〇、三二二人
  - 青森市選挙区 八一、六〇六人

弘前市選挙区	四九、九〇四 人
八戸市選挙区	六四、九〇〇 人
黒石市選挙区	九、七六七 人
五所川原市選挙区	一九、六三三 人
十和田市選挙区	一七、五九〇 人
三沢市選挙区	一〇、八七九 人
むつ市選挙区	二一、七一六 人
つがる市選挙区	九、七九八 人
平川市選挙区	二一、一三九 人

青森県選挙管理委員会告示第九十二号

平成二十七年十二月五日現在における海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十七年十二月二十四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

- 一 東部海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二一、八四五 人
- 二 西部海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二一、四〇一 人

選挙管理委員会事務局

発行年月日	平成二十七年十二月二十四日
区分	青森県選挙管理委員会告示
番号	第七四号
ページ	七
段	下
行	十
誤	二一、四三二 人
正	二一、四三二 人

公安委員会

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十四日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

青森県公安委員会規則第六号

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成十二年一月青森県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

本則中「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）第十九条第三項」の下に「不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第三十五条第三項」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

正 誤

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭